

平成26年度公正取引委員会調達改善計画の上半期自己評価結果（概要）

平成26年11月14日
公正取引委員会

1 重点分野に関する取組

- 公正取引委員会が所有・使用する携帯電話の基本料金及び通話料金について、料金プランの見直しを行い、平成26年6月から、本局使用分の4分の3で利用実態に即した最適な料金プランによる調達を実施したことにより、平成25年度と比べて、1台当たり調達経費（1か月当たりの平均）において21.5%の削減が図られた。
- 電話交換業務に関する調達については、一般競争入札の参加条件を緩和したことにより、平成25年度と比べて、入札参加業者が増加し、平成26年度の調達経費において2.8%の削減が図られた。

2 随意契約に関する取組

- 競争性のない随意契約について、随意契約審査会において必要性を検証することとしているところ、該当する随意契約が発生しなかった。
- 随意契約について、当初見積りから内容を調整して再度見積りを徴するなどして価格交渉を実施したところ、サーバーのシステム更改作業に係る契約において、当初見積額と比べ約10%の削減が図られた。

3 一者応札に関する取組

- 一者入札となった1件について、入札説明書を受け取りに来たが入札に参加しなかった者に対し、入札に参加しなかった理由等を確認し、予算面での問題に対しては、当該問題を改善すべく平成27年度概算要求額の見直しを行った。

4 汎用的な物品・役務の調達の見直し

- 共同調達について、平成25年度までに実施した13品目を継続して実施するとともに、平成26年度は郵便切手及び印紙についても実施したことにより、事務手続の負担軽減が図られた。

5 その他の取組

- 新たに調達手続を担当することとなった職員に対し、会計法令等の解説、調達改善事例の紹介等を行う研修を実施したところ、研修を受講した担当者については、平成25年度と同じ物品の調達において、調達改善事例を踏まえ、契約内容を調整しながら見積りを徴するなどしたことにより、単価で約5%の低減が図られた。

6 外部有識者の活用

- 平成25年10月中に、公正取引委員会契約監視委員会の委員3名に対し、平成26年度上半期の取組状況を報告し、意見を求めたところ、特段の意見等はなかった。

平成26年度 公正取引委員会調達改善計画の上半期自己評価結果
 (対象期間:平成26年4月1日～平成26年9月30日)

平成26年11月14日
 公正取引委員会

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組			目標の進捗状況		
1 重点分野 ① 携帯電話の基本料金及び通話料金について、料金プランの見直しを行い、利用実態に即した最適な料金プランによる調達を実施することにより、1台当たり調達経費の20%低減を目指す。	○	携帯電話の基本料金及び通話料金について、まずは本局使用分の4分の3で、利用実態に即した最適な料金プランによる調達を実施した。	平成25年度の1台当たり利用料(1か月平均)と比べて、料金プランの見直し後では21.5%(488円)の削減が図られた。	○	—	今回の取組の効果等を踏まえ、他の携帯電話についても利用実態に即した最適な料金プランによる調達を実施する。
② 電話交換業務の委託については、一般競争入札の参加条件を見直すことにより、入札参加業者の増加を図り、調達経費の2%低減を目指す。	○	電話交換業務に関する調達については、入札参加条件を緩和した。	平成25年度と比べて、入札参加業者が増加し、年間総額契約において2.8%(約12万円)の削減が図られた。	○	—	—
2 随意契約に関する取組 ① 競争性のない随意契約については、随意契約審査委員会において、真にやむを得ないものかどうかの検証を行い、随意契約の見直し・縮減に努める。		該当する随意契約が発生しなかったため、随意契約審査委員会を開催しなかった。	—	—	—	該当する事案が発生した場合には、随意契約審査委員会を開催し、やむを得ないものかどうかを検証する。
② 随意契約であっても、契約内容を調整しながら見積りを徴するなど工夫を行うことにより、価格交渉を実施する。	○	最初に提出された見積書の内容を検討した上、内容を調整して再度見積りを徴するなどして価格交渉を実施し、価格低減に努めた。	サーバーのシステム更改作業に係る随意契約において、当初見積額と比べ、約10%(約17万円)の削減が図られた。	○	—	今回の取組の内容、効果等を検証し、個々の契約内容に沿った最適な方法を検討した上で、価格交渉を実施する。
③ 企画競争による随意契約を行っている広報業務に係る調達について、総合評価落札方式による入札を実施する。		該当する広報業務に係る調達が多かったため、総合評価落札方式による入札は実施しなかった。	—	—	—	—

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組			目標の進捗状況		
3 一者応札に関する取組 入札説明書等を取り寄せたが応札しなかった者から意見を聴取し、分析することで次回以降の調達に活用する。		平成26年度上半期に行った入札のうち一者しか参加しなかった1件について、入札説明書を受け取りに来たが入札に参加しなかった者に、入札に参加しなかった理由等を確認した。	入札不参加者の意見を検証したところ、予算面での問題が判明したことから、当該問題を改善すべく平成27年度概算要求額を見直した。	—	—	今後も取組を継続する。
4 汎用的な物品・役務 ① 競争性のない随意契約は仕様の見直し等を図って競争性のある契約への移行を進める。		各調達担当者から申請された随意契約案件のうち競争性がないものについて、理由を説明させ、その合理性、必要性を検討した。	情報サービス「日経テレコン21」の調達において、随意契約から一般競争入札への移行を図ったが、結果としては、平成25年度と契約相手方及び単価のいずれも同じであった。	—	—	今後も取組を継続する。
② 共同調達について、平成25年度までに実施した13品目を継続して実施するとともに、平成26年度は郵便切手及び印紙についても実施し、事務手続の負担軽減を図る。 また、地方事務所及び支所においても、共同調達対象品目の拡大に努める。		共同調達について、平成25年度までに実施した13品目を継続して実施するとともに、平成26年度は郵便切手及び印紙についても実施した。	郵便切手及び印紙の調達は、これまで資金前渡官吏による支払であったところ、共同調達により支出負担行為担当官払が可能となり、事務手続の負担軽減が図られた。	—	共同調達については、既に汎用的な物品・役務はその大部分で実施しており、これ以上の対象品目の拡大は困難なところがある。 また、地方事務所及び支所が共同調達の実施を企図しても、他省庁の地方支分部局に比して調達規模が小さいことなどから、他省庁の地方支分部局から共同調達の同意が得られ難い。	共同調達を行う他省庁の地方支分部局について幅広く検討するなど、引き続き、共同調達の拡大及び品目の増加に努める。
③ 地方事務所及び支所を含めた本局での一括調達や年間契約による調達を推進する。		地方事務所及び支所を含めた本局での一括調達や年間契約による調達の対象品目を検討したところ、ノート類について年間の単価契約による調達を実施した。	結果としては、平成25年度の1冊当たりの購入額と同額であった。	—	地方事務所及び支所を含めた本局での一括調達及び年間契約による調達については、これらにより経費削減が図られる品目の大部分で既に実施しており、これ以上の対象品目の拡大は困難なところがある。	地方事務所及び支所を含めた本局での一括調達及び年間契約による調達については、これらにより経費削減が図られる品目を幅広く検討するなど、引き続き、対象品目の増加に努める。
5 その他の取組 新たに調達手続を担当することとなった職員に対し、適正調達について意識向上を図るための研修を実施する。	○	新規の調達手続の担当者に対し、会計法令等の解説、調達改善実例の紹介等を行う研修を実施した。	研修を受講したある担当者は、平成25年度と同じ印刷物品の調達において、調達改善実例を踏まえ、契約内容を調整しながら見積りを徴するなどしたことにより、単価約5%(1.3円)の低減が図られた。	—	—	新規の調達手続の担当者以外の者を対象とした研修を実施し、調達改善の実例を共有するなどして、調達担当者全体の意識向上を図るよう努める。